

確定申告と市・県民税の申告に持参するもの

所得税の確定申告は①～⑫、市・県民税の申告は①～③を持参してください。申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ① 筆記用具・計算機
- ② マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③ 本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)
※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④ 源泉徴収票の原本
- ⑤ 社会保険料の年間納入額が分かる証明書または領収書。国民年金は控除証明書
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦ 医療費控除やセルフメディケーション税制の申告は、計算済みの医療費明細書(領収書不可)または医療費通知書
- ⑧ 寄附金控除の申告は、受領証明書または領収書
- ⑨ 申告者本人の銀行口座情報が分かるもの
- ⑩ 前年分の確定申告をした人は、直近の確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑪ 税務署から郵送されたお知らせはがき(届いた人のみ)
- ⑫ e-Tax利用者は、利用者識別番号と暗証番号

「公的年金等に係る雑所得」がある人は確認を

公的年金等に係る雑所得の収入金額の合計が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は、確定申告不要です。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。確定申告が不要な人で公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)、その他の収入がある人は市・県民税の申告をしてください。

令和6年中の「医療費通知書」発送時期

国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療制度加入者へ医療費通知書を発送します。一部発送しない世帯があります。詳細は国保医療課へ。健康保険組合などが発行する医療費通知書は各発行元へ。

◆国民健康保険

【1月～10月分】1月初旬、【11月～12月分】3月初旬

☎ 国保医療課国保年金係 ☎046(235)4594

◆後期高齢者医療制度

【1月～11月分】2月中旬、【12月分】3月中旬

☎ 国保医療課後期高齢者医療係 ☎046(235)4595

市役所での所得税の確定申告

①と②の申告ができます。事前予約制で、申告書作成の相談(4頁表A)に応じます。完成した申告書の提出(4頁表B)は予約不要です。郵送提出はできません。

📅🕒📍 4頁表のとおり

📍 海老名市に住民票がある方

📍 ①収入が給与や公的年金、生命保険会社からの個人年金のみ(源泉徴収票が必要)②控除が医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・扶養・寄附金など

大和税務署での所得税の確定申告

全ての申告ができます。事前予約制で内容の確認や相談(4頁表A)に応じます。完成した申告書の提出(4頁表B)は直接大和税務署(大和市中央5-14-22)へ。

📅🕒📍 4頁表のとおり

📍 最小限の人数で来場してください。駐車場に限りがあります。相続税の相談はできません

税理士による確定申告の無料相談

📅🕒📍 4頁表Cのとおり

📍 小規模納税者(令和6年中の所得金額が300万円以下の方)の所得税、年金受給者と給与所得者の所得税、個人消費税を申告する方(ただし①～④を除く①譲渡所得がある②所得金額が高額③ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける④相談内容が複雑)

市・県民税(個人住民税)の申告

令和7年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月17日(月)です。郵送または直接市民税課へ。未申告の場合、国民健康保険税や介護保険料などに影響が生じるほか、課税証明書などを発行できないことがあります。確定申告期間は会場が混雑するため開始前の申告にご協力ください。

📅🕒📍 4頁表Dのとおり

📍 ①～④の人は申告不要です

①所得税の確定申告をしている②令和6年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている③令和6年中の収入が公的年金のみかつ合計が400万円以下で、源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない④市内居住者の年末調整や確定申告で扶養親族になっている

2月17日～3月17日は確定申告期間

☎ 大和税務署 ☎046(262)9411／市民税課 ☎046(235)8594

令和6年分の確定申告書を作成し、期間内に提出してください。申告書の作成・提出は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」、e-Taxホームページをご利用ください。

期間内に
申告を

申告に関する窓口など

内 容		日にち	時 間	場 所	予約方法
確定申告	A 申告書 作成の相談	2月17日(月)～3月17日(月) (土)(日)(祝除く)・3月2日(日)	8時30分～9時50分	市役所 401 会議室	2月3日(月)8時45分から、LINE「海老名市」または予約受付専用ダイヤルで申告日の前日16時15分までに予約。当日予約不可。 【予約受付専用ダイヤル】 ☎046(235)2555 🕒8時45分～16時15分 (土)(日)(祝除く)
			10時10分～11時30分		
			13時～14時20分		
			14時40分～16時		
			9時～17時 (受け付けは8時30分～16時)	大和 税務署	LINE「国税庁」で入場整理券を取得し直接会場へ。当日配布の入場整理券もあり
	B 申告書 提出のみ	2月17日(月)～3月17日(月) (土)(日)(祝除く)・3月2日(日)	8時30分～12時	市役所 401 会議室	予約不要。直接会場へ
		13時～16時			
		3月1日・15日(土)	8時30分～12時	市役所 市民税課	
		2月17日(月)～3月17日(月) (土)(日)(祝除く)・3月2日(日)	9時～17時 (受け付けは8時30分～16時)	大和 税務署	
	C 税理士による 確定申告の 無料相談	2月12日(水)・13日(木)	9時～12時	市役所 401 会議室	東京地方税理士会大和支部予約ページで予約。当日配布の入場整理券もあり
13時～15時30分					
市・県民税(個人住民税)の申告	D 申告書作成・ 相談・提出	2月14日(金)まで (土)(日)(祝除く)	8時30分～12時	市役所 市民税課	予約不要。直接会場へ
			13時～17時15分		
		2月17日(月)～3月17日(月) (土)(日)(祝除く)	8時30分～12時		
			13時～16時		
		3月15日(土)までの 第1・3(土)	8時30分～12時		